

判決年月日	平成 1 6 年 1 月 3 0 日	担当部	東京高等裁判所 知的財産第 2 部 (旧 第 1 3 民事部)
事 件 番 号	平成 1 5 年 (行ケ) 1 1 6 号		
○ 特許権の移転登録名義人を被請求人としてされた確定無効審決について後に当該移転登録が抹消された場合と特許法 1 7 1 条 2 項において準用する民訴法 3 3 8 条 1 項 8 号 , 5 号及び 3 号所定の再審事由の有無			

本判決は、特許の無効審判の被請求人となるべき者は、審判請求時における特許権者であり、特許原簿上、特許権者から移転登録を受けたとして表示されている者が全くの無権利者である場合においては、無効な移転登録により権利者として表示されている者ではなく、実体上の権利者が被請求人となるべきものである、実体上の権利者を表示していない本件移転登録は、原審決における被請求人の確定についての当該審判体の判断を法律上拘束しない、原審決は、本件移転登録が抹消されると否とにかかわらず、被請求人を原告としなければならないところ、これを誤ったにすぎず、本件移転登録の行政処分が原審決の基礎となっているということとはできない、等を理由に、民訴法 3 3 8 条 1 項 8 号 , 5 号及び 3 号所定の再審事由に該当しないとし、再審請求を不成立とした審決を維持した。